

## 都立戸山公園箱根山地区多目的運動広場（仮称）の整備についての意見書

新宿区内には、誰もが気軽に利用できる大規模な運動場が不足しており、総合運動場の整備は、以前から重要な課題となっています。

新宿区内の都立戸山公園は、区民の憩いの場となっており、この公園内にある多目的運動広場は、現在、少年野球、少年サッカー、運動会、ゲートボール、グラウンドゴルフなど、子どもから高齢者まで、区民がスポーツを通じた体力向上や健康づくりには欠かせない場所です。

平成9年に東京都から示された「戸山公園箱根山地区多目的運動広場（仮称）の整備・運営基本方針」では、200m陸上競技トラック、小野球場及び小サッカー場の併設とされていますが、すでに18年経過し、今日的な区民ニーズとしては、誰もが気軽に利用できる多目的な運動施設の整備が強く求められています。

また、「戸山公園箱根山地区多目的運動広場（仮称）の整備・運営基本方針」で東京都が国から買収する計画であった国立国際医療センター戸山5号宿舎跡地周辺の土地について、平成27年末に、国から東京都が取得する契約が済み、28年度から多目的運動広場を含む戸山公園整備の計画づくりを行う予定と聞き及んでいます。

つきましては、これからの戸山公園箱根山地区多目的運動広場整備を進めるにあたり、下記の事項について要望いたします。

### 記

- 1 現在の戸山公園箱根山地区多目的運動広場の機能を保ちつつ、区民要望を最大限尊重し、より快適に・多様目・多目的に使用できる総合的な多目的運動場として整備すること。
- 2 整備計画を策定していく際には、地元区である新宿区と調整を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、新宿区議会の議を経て意見書を提出します。

平成28年3月22日

新宿区議会議長名

東京都知事あて